

採用に関するQ&A

★皆さんの疑問の一部にお答えします！★

Q 法務局の業務内容をよく知らないのですが・・・。

A 学生生活が終わる頃までの皆さんには、法務局の業務はなじみがないかもしれませんね。しかし、法務局は、土地や建物といった国民の財産を守る役目を担う不動産登記をはじめ、商業・法人登記、供託、戸籍・国籍、人権擁護、遺言書の保管など国民の生活に密着した大切な業務を行っており、その業務内容は、実は皆さんの生活と密接に関わっています。法務局の業務に少しでも興味がある方は、官庁訪問に是非お越しください！

Q 採用後の勤務地はどうなりますか？人事異動はありますか？

A 静岡地方法務局に採用となった後は、静岡県内の法務局に配置されます。その後は、2年から3年の周期で県内を異動するケースが多数ですが、全体の人員配置や本人の希望により、他の都道府県の法務局や法務本省に異動することもあります。静岡県は、気候が温暖で積雪が少なく、年中過ごしやすい気候であり、自然が豊富で、特産品（お茶、みかん、うなぎなど）がたくさんあります。住みやすい環境やおいしい食べ物を求めてか（？）、静岡地方法務局には、静岡県内だけではなく、愛知県や岐阜県、北陸の出身者も大勢います！

Q 法務局の業務内容に興味がありますが、法学部出身ではないため不安です・・・。

A 法務局の仕事は、どの分野でも多くの法律を扱いますが、法学部出身でなくても、やる気さえあれば入局後に困ることはありません。現に、静岡地方法務局では、法学部のほか、文学部、経済学部、情報学部、工学部、理学部、農学部等出身の多くの職員が活躍しています。法務局は研修制度が充実しており、入局後に基礎的な法律の知識を学ぶことができますので、入局前に法律の知識がなくても大丈夫です！

Q 女性職員は何割くらいいますか？結婚や出産をしても仕事を続けられますか？

A 静岡地方法務局の全職員数に占める女性職員の割合は、現在約**33%**です。法務局は、女性職員の採用や活躍に積極的に取り組んでいます。結婚や出産の時期を迎えても、多くの女性職員が育児休暇や時短勤務制度など様々な制度を利用しながら、仕事と家庭の両立に励んでいます。男性職員の育児参加も推進しており、男女問わず働きやすい職場環境の形成に力を入れています。



人権イメージキャラクター
人KENまる君・人KENあゆみちゃん

★採用に関するお問い合わせは、以下まで★

〒420-8650

静岡市葵区追手町9-50

静岡地方法務局総務課人事係 採用担当

Tel: 054-254-3559 (直通)

Eメール: shizuoka-koyou@i.moj.go.jp